

さいたま地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 裁決取消等請求事件

国側当事者・国(古河税務署長)

平成23年9月14日却下・棄却・控訴

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	古河税務署長 阿部 洋一
裁決行政庁	国税不服審判所長 孝橋 宏
同指定代理人	大河原 照男
同	増村 高志
同	金子 文彦
同	飯嶋 宏
同	丹羽 一浩
同	三浦 美津留
同	櫻井 保晴
同	諸井 明仁
同	三柴 保宏

主 文

- 1 原告が被告に対し8000円の支払を求める請求を棄却する。
- 2 原告のその余の各請求に係る訴えを却下する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 古河税務署長が、原告に対して、平成21年5月25日付けでした平成20年分の所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 国税不服審判所長が、原告に対して、平成22年9月2日付けでした裁決を取り消す。
- 3 被告は、原告に対し、8000円を支払え。
- 4 被告は、「所得税の確定申告の手引き」を理解しやすいものに改訂せよ。
- 5 被告は、今後、法定申告期限後2週間以内に自主的に確定申告する者に対して無申告加算税を課す場合、給与所得者と個人事業者等との間に不公平がないように通則法を適用せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成20年分の所得税の確定申告の法定申告期限を1日徒過して確定申告を行

い、古河税務署長から無申告加算税の賦課決定（以下「本件原処分」という。）を受けたところ、本件原処分は、「所得税の確定申告の手引き」（以下「本件手引書」という。）の記載の不備により財産権（憲法29条）を侵害し、法の下での平等（憲法14条）に反し違憲であるとして、本件原処分の取消しを求め（本件請求1）、本件原処分の審査請求を棄却した国税不服審判所長の裁決（以下「本件裁決」という。）に理由不備の違法があるとして、本件裁決の取消しを求めるとともに（本件請求2）、被告に対し、上記無申告加算税額8000円の返還（本件請求3）、本件手引書を理解しやすいものに改訂すること（本件請求4）、及び、今後、法定申告期限後2週間以内に自主的に確定申告する者に対して無申告加算税を課す場合、給与所得者と個人事業者等との間に不公平がないように通則法を適用すること（本件請求5）をそれぞれ求める事案である。

1 前提事実（証拠を付さない事実は、当事者間に争いが無い。）

(1) 平成20年分所得税の確定申告の法定申告期限は、平成21年3月16日であった。

(2) 原告は、平成21年3月17日、古河税務署長に対し、平成20年分所得税について、総所得金額527万7888円、納付すべき税額を16万0400円と記載した青色の確定申告書を提出し、同日、上記税額を納付した（乙1）。

(3) 古河税務署長は、平成21年5月25日付けで、原告に対し、平成20年分所得税に係る無申告加算税の額を8000円とする賦課決定処分（本件原処分）をした（乙2）。

原告は、同日、平成20年分所得税に係る無申告加算税8000円を納付した。

(4)ア 原告は、平成21年7月26日、古河税務署長に対し、本件原処分の取消しを求める異議申立てをした（甲1）。

イ 古河税務署長は、平成21年9月17日付けで、前記アの異議申立てを棄却する決定をした（甲2）。

(5)ア 原告は、平成21年10月25日付けで、国税不服審判所長に対し、本件原処分の取消しを求める審査請求をした（甲3。以下「本件審査請求」という。）。

イ 国税不服審判所長は、平成22年9月2日付けで、本件審査請求を棄却する裁決（本件裁決）をした（甲10）。本件裁決の裁決書（以下「本件裁決書」という。）の謄本は、同月7日、原告に送達された（乙3）。

(6) 原告は、平成23年3月8日、本件訴訟を提起した。

2 争点

(1) 本案前の争点

ア 本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間の徒過につき正当な理由があるか（争点1）

イ 本件請求4及び5に係る各訴えは法律上の争訟に当たるか（争点2）

ウ 本件請求4に係る訴えは義務付けの訴えの訴訟要件を具備するか（争点3）

(2) 本案の争点

ア 本件原処分の適法性（本件請求1及び3、争点4）

イ 本件請求3が認められるか（争点5）

ウ 本件裁決の適法性（本件請求2、争点6）

エ 本件請求4及び5に係る各訴えは義務付けの訴えの本案要件を具備するか（争点7）

3 争点についての当事者の主張

(1) 争点1（本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間の徒過につき正当な理由がある

か) について

(原告の主張)

原告は、平成23年3月7日、原告宅からさいたま地方裁判所まで、電車を利用して出向き、本件の訴状を提出するつもりであったが、右膝前面の激しい痛みにより、同裁判所まで出向くことができなかった。原告は、同日、かろうじて自動車により、郵便局まで行き、同裁判所に宛てて、本件の訴状を郵送した。よって、原告には、本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間を徒過したことにつき、行政事件訴訟法14条3項ただし書の正当な理由がある。

(被告の主張)

原告は、平成22年9月7日、本件裁決書謄本が適法に送達されたことにより、本件裁決があったことを知った。よって、本件請求1及び2に係る各訴えが規定する出訴期間は、同日から6か月を経過した平成23年3月7日の終了をもって満了しているものであり、本件請求1及び2に係る各訴えは、出訴期間を徒過して提起されたものである。

原告が、本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間の徒過につき正当な理由があるとして主張する事実は不知。仮に原告が主張する事実が認められたとしても、本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間を徒過したことにつき正当な理由があるとはいえない。

(2) 争点2 (本件請求4及び5に係る各訴えは法律上の争訟に当たるか) について

(原告の主張)

本件請求4及び5に係る各訴えは、法律上の争訟(裁判所法3条1項)に当たる。

(被告の主張)

ア 本件請求4に係る訴えについて

本件手引書は、国税庁において、多数の納税者のために所得金額等の計算に関する一般的な事項を平易に解説したものであって、納税者の権利義務に影響を及ぼすものではなく、その記載が改訂されたとしても、それによって原告の具体的な権利義務に直接影響が及ぶものではない。また、原告は、原告の具体的権利から離れて、一般的な国民の財産権が侵害されるおそれを抽象的に述べるのみであり、当事者間の具体的な紛争を前提としているものではない。

よって、本件請求4に係る訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関わる紛争ではなく、法律上の争訟には当たらない。

イ 本件請求5に係る訴えについて

原告は、本件請求5に係る訴えについて、抽象的に国民一般の基本的な人権が侵害されるおそれを主張するに過ぎず、当事者間の具体的な紛争を前提とするものではない。よって、本件請求5に係る訴えは、法律上の争訟には当たらない。

(3) 争点3 (本件請求4に係る訴えは義務付けの訴えの訴訟要件を具備するか) について

(原告の主張)

本件請求4に係る訴えは、義務付けの訴えの訴訟要件を具備する。

(被告の主張)

ア 処分性について

本件手引書は、国税庁において作成されるものであるが、税法上の格別の根拠を持つものではなく、この作成・改訂によって、納税者の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものではない。したがって、被告が本件手引書の改訂をすること

に処分性は認められない。

イ 損害の重大性及び補充性について

本件手引書の改訂がされないことにより、いかなる損害が原告に生じるのか明らかではなく、本件において、一定の処分がされないことにより重大な損害が生ずるおそれがあるとはいえない。また、本件においては、損害を避けるために他に適当な方法がないとはいえない。

(4) 争点4（本件原処分の適法性）について

（原告の主張）

ア 原告は、平成20年分の所得税の確定申告の法定申告期限を1日徒過して申告したが、これは、本件手引書における、確定申告の法定申告期限を徒過すると無申告加算税が賦課されるという重要な部分が、理解しやすい文章ではなかったという不備が原因である。古河税務署長は、かかる不備を是正することなく本件原処分をしたのであり、原告の財産権（憲法29条）を侵害した。

イ 無申告加算税は、公務員を含めた給与所得者に賦課されることは少なく、原告のような事業者には課されることが多い。よって、本件原処分は、法の下での平等（憲法14条）に反する。

（被告の主張）

原告の前記各主張は、いずれも争う。

(5) 争点5（本件請求3が認められるか）について

（原告の主張）

前記(4)（原告の主張）のとおり、本件原処分は取り消されるべきであり、被告は、原告に対し、原告が納付した平成20年分所得税に係る無申告加算税8000円を返還する義務を負う。

（被告の主張）

本件原処分の取消しを求める本件請求1に係る訴えは、前記(1)（被告の主張）のとおり不合法であるか、同(4)（被告の主張）のとおり理由がない。よって、被告は、原告に対し、原告が納付した平成20年分所得税に係る無申告加算税8000円を返還する義務を負わない。

(6) 争点6（本件判決の適法性）について

（原告の主張）

原告は、本件審査請求の審理において、本件手引書の記載に不備があることを繰り返し主張していたにもかかわらず、本件判決において、この点について言及も考慮もされなかった。よって、本件判決には理由不備の違法がある。

（被告の主張）

原告の主張は争う。

(7) 争点7（本件請求4及び5に係る各訴えは義務付けの訴えの本案要件を具備するか）について

（原告の主張）

ア 本件手引書において、確定申告の法定申告期限を徒過すると無申告加算税が賦課されるという重要な部分について理解しやすい内容に改訂しなければ、今後も他の国民が原告と同様の誤解をすることが繰り返され、原告と同様に財産権（憲法29条）が侵害される可能性が十分にある。

よって、被告が本件手引書を理解しやすいように改訂すべきであることは、憲法29条の

規定から明らかである。

イ 無申告加算税は、公務員を含めた給与所得者に賦課されることは少なく、原告のような事業者に課されることが多いのであり、法の下の平等（憲法14条）に反する。

よって、被告が期限後2週間以内に自主的に申告する者に無申告加算税を課す場合、給与所得者等と個人事業者等の間に不公平がないように通則法を適用すべきことは、憲法14条の規定から明らかである。

（被告の主張）

原告の主張は争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間の徒過につき正当な理由があるか）について

(1) 行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）14条3項本文は、処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合において、審査請求があったときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、これに対する裁決があったことを知った日から6か月を経過したときは提起することができないと規定する。

前記前提事実(5)ア、イのとおり、原告は、本件原処分の取消しを求める本件審査請求をし、本件裁決書の謄本は、平成22年9月7日、原告に送達されたのであるから、原告は、同日、本件裁決があったことを知ったと推認される。そして、本件原処分及び本件裁決の各取消しを求める訴えの出訴期間は、同日から6か月を経過した平成23年3月7日の終了により満了しているところ、本件訴訟は、前記前提事実(6)のとおり、これを徒過した同月8日に提起された。

よって、本件原処分の取消しを求める本件請求1に係る訴え及び本件裁決の取消しを求める本件請求2に係る訴えは、いずれも出訴期間を徒過して提起されたものである。

(2) この点、原告は、出訴期間が満了する平成23年3月7日に、原告宅からさいたま地方裁判所まで出向き、本件の訴状を提出するつもりであったが、右膝前面の激しい痛みにより、同裁判所まで出向くことができなかつたのであり、本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間を徒過したことにつき、正当な理由があると主張する。

しかしながら、原告主張に係る事実は原告本人の体調不良をいうものであるところ、かかる事情は、原告が本件請求1及び2に係る各訴えにおける出訴期間内に、本件原処分及び本件裁決の各取消しの訴えを提起できなかつたことについての正当な理由があることを基礎付ける事実とはいえない。よって、この点についての原告の主張は、採用することができない。

(3) 以上により、本件請求1及び2に係る各訴えは、いずれも出訴期間を徒過して提起され、出訴期間の徒過につき正当な理由があるとはいえないのであるから、不適法である。

2 争点3（本件請求4に係る訴えは義務付けの訴えの訴訟要件を具備するか）について

(1) 本件請求4に係る訴えは、被告に対して本件手引書を理解しやすいものに改訂することを求めるものであり、法令に基づく申請又は審査請求を前提とせず、行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないときにおいて、行政庁がその処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟（行訴法3条6項1号、いわゆる非申請型の処分の義務付けの訴え）と解される。

そして、前記処分とは、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいい（同条2項）、

公権力の行使に当たる行為とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁判所昭和●●年（〇〇）第●●号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

- (2) 証拠（甲11ないし14）及び弁論の全趣旨によれば、本件手引書は、確定申告や所得税の仕組み、所得金額、税額等の計算方法、申告書の書き方等の一般的な事項の説明を内容として、国税庁が納税者のために作成した事務文書であると認められる。そうだとすると、被告が、前記のとおりの本件手引書を改訂する行為は、納税者等の個人の権利ないし法律上の利益に直接影響を及ぼす法的効果を有するものではなく、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものではない。したがって、本件手引書を理解しやすいように改訂することは、公権力の行使に当たる行為ではなく、処分性があるとはいえない。
- (3) よって、本件請求4に係る訴えは、行政庁に処分をすべきことを命じるものとはいえないのであり、不適法である。

3 本件請求5に係る訴えが訴訟要件を具備するかについて

本件請求5に係る訴えは、被告が、今後、法定申告期限後2週間以内に自主的に確定申告する者に対して無申告加算税を課す場合、給与所得者と個人事業者等との間に不公平がないように通則法を適用することを求めるものであり、本件請求4に係る訴えと同様、行訴法3条6項1号が規定する、いわゆる非申請型の処分の義務付けの訴えと解される。

しかしながら、上記のとおりの本件請求5に係る訴えは、いかにして国税通則法を適用して無申告加算税を課せば、給与所得者と個人事業者等との間に不公平がないことになるのかについて判然とせず、行政庁がなすべき具体的処分の内容が特定されていない。

よって、本件請求5に係る訴えは、行政庁に一定の処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴えとはいえず、不適法である。

4 争点5（本件請求3が認められるか）

本件請求3は、原告が、被告に対し、平成20年分所得税に係る無申告加算税8000円の返還を求めるものであり、不当利得の返還（民法703条）又は過誤納金の還付（国税通則法56条1項）を請求するものと解される。

しかしながら、本件原処分は、取り消されておらず、また、重大かつ明白な瑕疵があり無効であるともいえない。よって、本件請求3には理由がない。

第4 結論

以上の次第で、その余について判断するまでもなく、本件請求3に係る訴えは理由がないから、これを棄却することとし、本件請求1、2、4及び5に係る各訴えは、いずれも不適法であるから、これらを却下することとし、訴訟費用の負担について、行訴法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 原 啓一郎

裁判官 古河 謙一

裁判官 猪坂 剛